

令和2年12月14日

東京農工大学職員組合  
中央執行委員長 殿

国立大学法人東京農工大学長  
千葉 一 裕

人事院勧告に基づく給与改定に関する申入書に対する回答

令和2年11月11日付けの標記申入書につきまして、別紙のとおり回答します。

## 1. 給与改定について

国家公務員の期末手当を0.05月分引下げという内容で、人事院勧告、閣議決定後、改正給与法が可決・成立し、公布されました。

国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法では、給与の基準は国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。

また、閣議決定の「特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。」を踏まえ適切に対応するよう、文部科学省から要請が来ています。

以上を踏まえ、本学としても、期末手当の引下げを行うこととし、これまでの給与改定における基本方針「利益改定、不利益改定ともに不遑及とする」から、12月期の期末手当の引下げは、0.05月の12月から3月までの4ヶ月分に相当する12分の4を乗じた0.016月分とする改定としました。

## 2. 申入書について

新型コロナウイルス感染症への対応について、職員の皆様には大変ご尽力いただいております、感謝申し上げます。

しかしながら、申入書の(2)のように、期末手当の引下げによる財源を使い、手当を支給するといったことは難しいと考えます。

なぜなら、民間企業の倒産、解雇、契約更新の打ち切り等の急増といった報道が相次いでいる中、国民の税金で運営している国立大学法人において、期末手当の引下げを実施する代わりに、一律の額を支給するというのは、実質給与改定を行わないことにもなり、国民の理解を得がたいと考えます。

今後も職員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に万全な対応をとって行く予定です。